



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

May 2006

私たち税理士法人中央青山は、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約350人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約80名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人中央青山 金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

役員給与に関する平成18年度税制改正

既報の通り、平成18年度税制改正において、役員に対して支給する給与の税務上の取り扱いが見直されました。本ニュースレターでは、役員給与に関する改正の概要をご紹介します。

1. 改正の内容

従来、役員に対する給与に関しては、定期と同額ずつ支給する給与(定期同額給与)以外の給与は、役員賞与として取り扱うこととされていたため、税務上損金の額に算入することはできませんでした。しかし、平成18年度税制改正により、役員に対して支給する給与の損金算入に関する制度が改正され、下記の3種類の役員に対する給与について損金の額に算入することができるようになりました。

- a. 定期同額給与: 支給時期が1月以下の一定の期間ごとで、その支給時期における支給額が同額である給与
- b. 事前確定届出給与: 役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、支給の定めの内容について事前に所轄税務署長に届出がなされたもの
- c. 利益連動給与: 業務執行役員に対して支給する法人の事業年度の利益に関する指標を基礎として算定される給与のうち、同族会社に該当しない法人によって支払われること、算定方法が会社法に規定する報酬委員会等により決定され、証券取引法に規定する有価証券報告書等により開示されていること等、一定の要件を満たすもの

なお、上記の3種類の給与以外の役員に対する給与は原則として、税務上損金の額に算入されません。また、従来と同様、過大と認められる役員給与に関しては、税務上損金の額として取扱うことができません。

2. 事前確定届出給与における届出について

事前確定届出給与は、所轄税務署長にその内容等を事前に届け出ることにより、その届出を行った範囲で税務上損金として処理することが認められます。以下、届出期限、届出事項に関するその概要を説明いたします(定期同額給与、利益連動給与に関して所轄税務署長に届け出る必要はありません)。

a. 届出期限

届出期限については、(i)当該給与に係る職務執行を開始する日と(ii)会計期間開始の日から3月(保険会社の場合には4月)を経過する日のいずれか早い日とされています。なお、経過措置として、法施行日以後最初に開始する事業年度については上記のいずれか早い日が施行日から3月(保険会社の場合には4月)を経過する日以前となる場合には、届出期限は施行日から3月(保険会社の場合には4月)を経過する日となります。ただし、役員給与の支給額・支給時期が職務開始日までに定められていないものは事前確定届出給与の対象外となります。

b. 届出事項

事前確定届出給与に関し、届出すべき事項は次の通りです。

- (a) 支給対象者の氏名及び役職名
- (b) 支給時期及び各支給時期ごとの支給金額
- (c) 支給時期及び支給金額を定めた日並びにその定めを行った機関等
- (d) 支給対象者が職務の執行を開始する日
- (e) 定期同額給与としない理由及び(b)の支給時期とした理由
- (f) 事前確定届出給与以外の給与を支給する場合には、支給時期及び各支給時期における各支給金額
- (g) 当該支給対象者に対して直前の会計期間において支給した給与がある場合は、支給時期及び各支給時期における支給金額
- (h) 当該事業年度における他の役員に対する給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
- (i) その他参考となるべき事項

これまで役員賞与として損金不算入とされた金額のうち一部について事前確定届出給与として損金算入可能となる部分が発生する可能性もありますが、個別案件の検討に際しましては慎重な対応が必要となりますので、税務アドバイザーにご相談されることをお勧めいたします。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com	
清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com	